開会　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

　　ただいまの出席議員数は12人であります。よって定足数に達しております。

　　ただいまから平成30年第２回小坂町議会（臨時会）を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

────────────────────────────────────────────

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

　　会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、７番、小笠原正見君、８番、成田直人君を指名いたします。

────────────────────────────────────────────

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

　　会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

　　委員長。

○議会運営委員長（鹿兒島　巖君）　おはようございます。

　　平成30年第２回小坂町議会（臨時会）の運営につきましては、４月18日、議会運営委員会を開催をいたしました。

　　本臨時会に係る案件は、平成29年度一般会計及び特別会計の専決処分６件、条例の専決処分３件、条例の一部改正１件、一般会計補正予算案１件、議員提案による条例の一部改正１件の議案12件と決定１件であります。

　　したがいまして、運営委員会といたしましては、会期を本日１日間とすることを提案いたします。

　　以上であります。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日１日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本臨時会の会期は１日間と決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第３、議案第41号　平成29年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　おはようございます。

　　本日は、平成30年第２回小坂町議会（臨時会）を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

　　本議会に提出いたします議案は、平成29年度補正予算の専決処分６件、条例の一部改正の専決処分３件、条例の一部改正１件、補正予算１件の計11件であります。

　　いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

　　それでは、議案第41号　平成29年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　本専決処分は、平成29年度において、小坂町中小企業従業員退職金等共済に加入している２社から、定年退職によりそれぞれ１名の退職者を予定していたところ、急遽そのほか１社が３月をもって秋田市の別会社に事業譲渡され、当該会社の共済加入者２名が小坂町中小企業従業員退職金等共済から脱会することになり、合計４名の退職一時金を支出するため、３月23日付で予算の整理を行い、歳出で退職一時金等428万4,000円を増額したものでございます。

　　歳入では、共済基金繰入金等428万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1,302万2,000円としたものでございます。

　　なお、この結果、平成30年度において小坂町中小企業従業員退職金等共済に加入している会社は３社で計19名となっております。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第41号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決によって行います。

　　本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって本件は承認することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第４、議案第42号　平成29年度小坂町一般会計補正予算（第８号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第42号　平成29年度小坂町一般会計補正予算（第８号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　まず、専決処分をいたしました理由でありますが、年度末において、決算見込みにより歳入歳出予算に過不足の調整が必要となり、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成30年３月30日付で措置したものでございます。

　　本専決処分による補正予算は、既決予算額43億6,703万8,000円に歳入歳出それぞれ２億3,456万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億160万円としたものであります。

　　補正予算の歳入でありますが、町税の収入見込み額、特別交付税及び譲与税並びに交付金の決定額を予算化したほか、国・県支出金等の収入額の確定等によってそれぞれ科目を調整しております。

　　次に、歳出予算でありますが、決算見込み額での調整が主なものでございます。

　　予定していた事務事業はおおむね順調に執行することができ、予算編成から執行まで議員の皆様からご指導いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

　　この補正の歳入歳出予算の調整としては、今後の財政運営に備え、財政調整基金への積立金３億5,966万8,000円を措置いたしました。この結果、平成29年度末の財政調整基金の残高は10億2,427万3,000円となります。

　　第２条の繰越明許費補正では、七滝地区ライスセンター整備に係る産地パワーアップ事業の事業費の確定により、繰越明許額を2,434万7,000円から2,312万8,000円に変更しております。

　　第３条の地方債補正において、事業費の確定等により発行額の限度額を調整し、その総額を310万円減の３億6,738万9,000円としております。

　　主な内容につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、私のほうから平成29年度小坂町一般会計補正予算（第８号）の詳細について説明いたします。

　　本補正は、町長が提案理由で申し述べましたとおり、決算見込みで調整した最終補正予算であります。

　　まず、歳入について説明いたします。

　　予算書の11ページをお開き願います。

　　１款町税では、税額の確定見込みで予算調整を行いました。

　　１項町民税、１目個人では滞納繰越分48万6,000円を、２目法人では均等割額の減及び法人税割額分の増収により、合わせて6,848万9,000円を増額しました。２項１目固定資産税でも滞納繰越分66万5,000円を増額しました。３項１目軽自動車税、４項１目町たばこ税及び５項１目入湯税では、収入状況からそれぞれ31万円、459万8,000円、32万4,000円の増額の予算措置を行いました。

　　２款地方譲与税、１項１目地方揮発油譲与税から12ページの８款１項１目地方特例交付金までについては、平成29年度の交付決定額で予算化いたしました。

　　９款１項１目地方交付税にあっては、特別交付税が既決予算額２億円に対し、１億4,970万2,000円増の３億4,970万2,000円で決定いたしました。平成28年度交付額が３億6,239万4,000円でしたので、1,269万2,000円、3.5％の減となっています。地方財政対策においては2.2％の減、秋田県町村平均では2.1％の減となっていることから、全国各地で発生した災害に対する配分増により小坂町分が減となった要因と思われます。また、地域連携ＤＭＯに係る震災復興交付金事業の地方負担に対する措置としての震災復興分201万5,000円が措置されました。

　　13ページに移ります。

　　10款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の収入を原資として交通事故発生件数及び改良済み道路延長等をもとに交付額が算定され、９月と３月に交付されるものですが、その算定において９月期に交付すべき額が25万円に満たない市町村には当該年度において交付金が交付されないことから、小坂町もこれに該当し、今年度は交付されませんでした。

　　12款使用料及び手数料以下、17ページの20款町債までは、それぞれの決定額あるいは収入見込み額等で整理しております。

　　このうち、14ページの13款２項６目土木費の臨時道路除雪事業費補助金は、大雪に見舞われた自治体に対し、臨時特例措置として支援されたものです。小坂町には1,600万円の交付があり、それを予算化したものです。

　　17ページの19款諸収入、４項６目１節雑入においては、東京電力株式会社からの賠償金178万6,000円を計上しています。これは秋田県とともに県内市町村が東京電力株式会社に対して行っている賠償請求として、東日本大震災での原発事故に起因する各種検査費用や観光支援費用等のほか、環境協力金の減収分など約2,377万円を請求していました。これまで、空間放射線量測定器購入費に係る69万6,000円が支払われていましたが、今回、秋田県が原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を受け入れたことから、町としても賠償金の合意書を取り交わし、観光活性化緊急支援に係る費用の２分の１が支払われたものです。

　　18ページをお開きください。

　　次に、歳出について、各款項目の主な補正内容を説明いたします。

　　歳出は、各科目で不用額が生じると見込まれるものについて整理しております。

　　また、補正額の財源内訳欄の数値は、歳入の調整に伴うそれぞれの充当財源の増減額です。

　　職員人件費の調整は、実績見込みによる時間外勤務手当、期末勤勉手当、寒冷地手当、退職手当及び職員共済組合負担金を減額するものです。

　　１款議会費では、各科目においての不用見込み額の整理を行っております。

　　２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では、一般経費の不用見込み額の精算のほか、マイナンバーカード発行に係る地方公共団体情報システム機構負担金を実績により歳出及びそれに係る国庫補助金を減額しています。

　　４目財産管理費では、町有財産管理等に係る経費の不用見込み額を減額しています。

　　５目企画費では、各事業においての不用見込み額の精算のほか、補助金では実績に基づきそれぞれ減額しています。

　　６目電子計算費は、昨年10月から電算システム共同化に移行したことに伴い、住民情報システム及び戸籍システム等に係る保守料が減額となったほか、平成29年度更新のパソコンリース料も電算共同化事業での対応となったことから減額としています。

　　７目基金費では、収支予算調整の結果３億5,966万8,000円の剰余が発生しましたので、全額、財政調整基金に積み立てることとしたものです。この予算補正の結果、平成28年度末に９億6,573万4,000円であった財政調整基金残高は、平成29年度において４億1,012万9,000円を取り崩し４億6,866万8,000円を積み立てたことから、平成29年度末残高は10億2,427万3,000円となります。

　　９目町史編さん費では、それぞれの科目の実績に基づき不用額の整理をしました。

　　20ページです。

　　２項徴税費、２目賦課徴収費では、固定資産宅地等地価計算業務に係る業務委託料と電算システム共同化によるコンビニ収納業務構築等のリース料を減額しています。

　　４項選挙費、５目衆議院議員選挙費では、昨年10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙に係る経費の精算として167万9,000円を減額しています。

　　３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計予算での国からの調整交付金の増額等により繰出金を739万円減額したほか、社会福祉基金へ１件20万円の寄附申し込みがあったことから、社会福祉基金への積立金として19万7,000円を措置しました。

　　２目高齢者福祉費では、敬老祝い金及び100歳長寿祝い金、各種サービス事業に係る業務委託料を、３目老人憩いの家管理費では修繕料の不用見込み額を減額しています。

　　４目医療給付費では、19節後期高齢者医療負担金45万8,000円と、22ページに移ります、20節医療扶助費について、その実績見込み額により、合わせて1,580万円を減額しています。

　　５目障害者福祉費では、20節扶助費について、その実績により864万9,000円の減額が主なものです。

　　７目介護保険費では、介護保険特別会計の保険事業勘定分について、保険給付費等の支払いの実績に応じて642万8,000円の減額。サービス事業勘定については、サービス収入の減に伴う19万1,000円の増額として繰出金を計上しています。

　　８目交通安全・防犯対策費では、防犯灯の光熱費や設置工事費、カーブミラーの修繕料や設置工事費を実績により減額しています。

　　２項児童福祉費、１目児童福祉総務費では、児童手当及びすこやか育児手当を精算により合わせて68万5,000円を減額しています。

　　２目児童運営費では、小坂マリア園に対する保育補助者雇い上げ強化事業が補助事業として決定されたことから、新たに98万3,000円を措置しました。その財源として、国・県からの補助金が８分の７交付されます。

　　３目児童福祉施設費では、七滝保育所の臨時保育士に係る賃金を精算し減額しています。

　　４款衛生費、１項保健衛生費、２目環境衛生費は、環境審議会の開催実績による20万円の減額などです。

　　４目予防費は、インフルエンザワクチン接種者の減による減額となっています。

　　５目母子保健指導費では、妊婦健診に係る経費を、その実績により90万円、不妊治療等助成は、実績に基づき57万円それぞれ減額しています。

　　６目健康増進事業費は、各種検診受信者の実績により31万円の減額などです。

　　７目資源循環推進費では、生ごみ処理機のモニター及び生ごみ処理機を新たに購入する方がいなかったため減額しています。

　　24ページに移ります。

　　３項１目診療所費では、十和田湖診療所運営費補助金の確定により86万3,000円を減額しています。

　　５款労働費、１項１目労働諸費では、実績見込みにより資格取得支援事業補助金を30万円減額しました。

　　６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費では、有機農業推進事業、水田利活用向上事業、戦略作物種子購入の補助金を実績に基づきそれぞれ減額しました。

　　５目農業経営基盤強化促進対策費では、３月議会において繰越明許していました七滝地区ライスセンター整備に係る産地パワーアップ事業の事業費が確定したことから、121万9,000円減額しています。

　　８目農地費では、農用地維持管理活動を支援する多面的機能支払交付金事業の精算により136万9,000円を減額しています。

　　７款１項商工費、２目商工振興費では、補助金において、それぞれ実績に応じて合わせて161万2,000円を減額しました。

　　３目観光費では、十和田湖地区Ｗｉ－Ｆｉ設置工事の精算による減額などです。

　　26ページに移ります。

　　６目国際交流推進費では、国際交流員の交代による空白期間が生じたことから報酬を精算しています。

　　７目観光サポート事業費は、平成29年度において観光フォーラムを開催しなかったことから、それに係る経費を減額しました。

　　８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費では、住宅リフォーム及び融雪装置設置に対する補助金を実績に合わせて57万6,000円を減額しています。

　　２項道路橋りょう費、１目道路橋りょう維持費は、私道整備費補助金の不用額の減額です。

　　２目道路橋りょう新設改良費は、橋梁長寿命化事業の事業終了により不用額を精算しました。

　　４項都市計画費、３目下水道費では、下水道事業特別会計補正予算による調整で繰出金を減額しています。

　　５項住宅費、１目住宅管理費及び２目住宅建設費では、実績により不用額をそれぞれ減額しています。

　　９款１項消防費、２目非常備消防費では、実績に基づきそれぞれ不用額を減額しました。

　　28ページに移ります。

　　３目消防施設費では、修繕料の不用見込み額を減額しています。

　　５目災害対策費では、28万円措置していた自主防災組織活動費等補助金について、その実績から22万5,000円を減額しました。

　　10款教育費、１項教育総務費、３目教育助成費では、非常勤講師及び学校生活サポート員の勤務日数等の実績による精算のほか、子ども・子育て支援事業施設型給付費は該当児童がなかったことから全額を減額としております。

　　２項小学校費、２目教育振興費、３項中学校費、２目教育振興費では、それぞれ通学費及び各種大会派遣費補助金の不用額を減額しています。

　　４項社会教育費、１目社会教育総務費では、学校共同活動地域コーディネーター及び教育活動サポーターの活動実績による報償金の精算のほか、育児パッケージ贈呈者及び特別な日プレゼントの利用者の減による不用額を減額としております。

　　３目芸術文化振興費、４目社会教育施設管理費、５目公民館事業費及び６目図書館費でも各経費の不用見込み額を整理しました。このうち、４目社会教育施設管理費の業務委託料は、川上公民館耐震診断に係る不用額、設計委託料はセパーム駐車場整備及び増築工事に係る不用額となっています。

　　30ページに移ります。

　　５項保健体育費でも、１目保健体育総務費、２目体育施設費、３目屋内温水プール費及び４目学校給食費について、各経費の不用見込み額を整理しています。

　　12款１項１目の長期債元金償還金は、実績に基づき139万6,000円減額しています。

　　２目長期債利子償還金も671万6,000円の減としていますが、これは当初予算編成時に起債の借入額利率を高目に設定していたことなどにより、不用額が生じたものです。また、平成29年度の会計運用に当たり一時借り入れの措置を行わなかったことから、これに係る利子として予算化していた65万8,000円も減額しました。

　　８ページにお戻りいただきたいと思います。

　　第２表繰越明許費補正です。

　　変更は、産地パワーアップ事業の繰越明許額の減額１件です。

　　これは先ほども説明しました七滝地区ライスセンター整備に係るもので、繰越明許額を2,434万7,000円から2,312万8,000円としています。

　　次に、第３表地方債補正です。変更は２件です。

　　定住促進住宅整備の事業費の確定により、これに係る起債額を10万円減額し、交流センターセパームの改修事業に係る起債額を国庫補助金の増額により300万円減額するものです。

　　地方債限度額総額は３億7,048万9,000円から310万円の減額となり、３億6,738万9,000円に変更しています。

　　以上で平成29年度一般会計補正予算（第８号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第42号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決によって行います。

　　本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は承認することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第５、議案第43号　平成29年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第43号　平成29年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　本専決処分は、国民健康保険特別会計の決算見込みにより、３月30日付で予算の整理を行ったものであります。

　　本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも2,469万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を７億7,356万3,000円にしたものであります。

　　本補正予算の主な内容でありますが、歳出については、給付費が確定したことから、一般被保険者療養給付費499万8,000円、退職被保険者療養給付費500万円、一般被保険者高額療養費135万8,000円、退職被保険者高額療養費70万円を減額し、納付額確定に伴い、後期高齢者支援金1,100万円、介護納付金900万円、高額医療費共同事業費拠出金100万円、保険財政共同安定化事業拠出金1,050万円を減額しております。また、財政調整基金積立金に2,000万5,000円を追加しております。

　　歳入の主な補正につきましては、一般被保険者保険税279万円、退職被保険者保険税236万円を減額し、国・県支出金等の交付額が決定したことから、療養給付費国庫負担金1,236万2,000円を減額、普通財政調整国庫交付金348万円、特別財政調整国庫交付金2,032万7,000円をそれぞれ増額し、療養給付費交付金850万8,000円、前期高齢者交付金854万4,000円を減額、普通調整県交付金52万3,000円、特別調整県交付金547万8,000円を増額、共同事業交付金のうち高額医療費拠出金775万2,000円を増額、保険財政共同安定化事業交付金2,006万9,000円を減額、一般会計繰入金739万円を減額して、予算の整理を行ったものであります。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第43号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決によって行います。

　　本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は承認することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第６、議案第44号　平成29年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第44号　平成29年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　本専決処分は、後期高齢者医療特別会計の決算見込みにより、３月30日付で予算の整理を行ったものでございます。

　　本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも649万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,462万6,000円にしたものでございます。

　　本補正予算の主な内容でありますが、歳出において給付費が確定したことから、後期高齢者医療広域連合納付金を618万1,000円減額しております。

　　歳入において被保険者からの保険料の確定に伴い、歳出において関連する広域連合への納付金を実績に合わせ、保険料を600万6,000円、一般会計繰入金48万5,000円をそれぞれ減額し、予算の整理を行ったものでございます。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第44号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決によって行います。

　　本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は承認することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第７、議案第45号　平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第45号　平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　本専決処分は、介護保険特別会計の決算見込みにより、３月30日付で予算の整理を行ったものでございます。

　　保険事業勘定は、既決予算額から歳入歳出とも2,292万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を７億6,374万4,000円にしたものでございます。

　　歳出補正の主な内容でありますが、２款保険給付費において、給付費等の実績に基づき、介護サービス給付費578万1,000円、支援サービス給付費349万6,000円、高額医療合算介護サービス費153万9,000円、特定入所者介護サービス費給付費651万3,000円を減額し、３款地域支援事業費においても、事業費の実績に基づき295万3,000円を減額しております。

　　歳入につきましては、介護給付費交付金等の確定に伴い、支払基金交付金を1,392万9,000円、県支出金を256万7,000円、一般会計繰入金を642万8,000円それぞれ減額し、予算整理したものでございます。

　　また、サービス事業勘定におきましても、事業費実績見込みにより歳入歳出とも84万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を415万7,000円にしております。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第45号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決によって行います。

　　本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は承認することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第８、議案第４６号　平成29年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第46号　平成29年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　本専決処分は、下水道事業特別会計の決算見込みにより、３月30日付で予算の整理を行ったものであります。

　　歳出では、精算により下水道管理費133万円、公債費利子24万4,000円を減額したものでございます。

　　歳入において、一般会計繰入金で調整をしております。

　　その結果、歳入歳出それぞれにおいて157万4,000円減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を２億9,343万7,000円としたものでございます。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第46号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決によって行います。

　　本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は承認することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第９、議案第47号　小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第47号　小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、小坂町町税条例等を整理したものでございます。

　　主な改正点は、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振りかえ及び給与所得控除の上限の見直し、たばこ税率の引き上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直し、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援及び住宅に係る固定資産税額の減額措置の延長等であります。

　　詳細につきましては町民課税に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　私のほうから、議案第47号　小坂町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

　　資料につきましては、議案審議の参考と別に配付しております資料のほうをごらんください。

　　本条例の一部改正につきましては、地方税法等や関係する政令、省令等が本年３月31日に公布され、４月１日に施行されたことに伴い改正したものです。

　　改正内容につきましては、条例の改正点とあわせて法令等の改正内容とともにご説明いたします。このたびの改正の要点につきましては３点でございます。

　　１点目につきましては、住民税の改正であります。

　　この図のほうをごらんください。

　　住民税では、農業や事業の収入から控除する必要経費に相当いたします給与所得控除・公的年金等所得控除の最低限が10万円引き下げられ、かわりに基礎控除額が10万円引き上げられることになっております。これによりまして、給与所得・公的年金所得については、所得控除が基礎控除に振りかえられたこととなります。

　　また、給与所得控除の上限、控除額の上限の見直しも行われております。給与所得控除額は給与収入の上昇に伴い控除額も増額いたしますが、給与収入が1,000万円で控除額が220万円と上限となるところ、給与収入が850万円になりますと195万円が上限となります。収入の上限までの控除額についても調整が行われております。

　　公的年金収入につきましても、1,000万円を超える部分に控除の上限が新たに設けられました。また、公的年金収入以外が1,000万円を超える場合には公的年金等控除額が引き下げとなります。あわせて基礎控除につきましても、合計所得が2,400万円を超えたときから基礎控除額が低減され、2,500万円で控除額が消失することとなります。個人住民税に係るこれらの改正点につきましては、平成33年以降の住民税に適用されます。

　　住民税ではありませんが、新たに森林環境税が国税として設けられ、住民税の均等割と合わせて徴収されることとなります。この収入につきましては、森林譲与税として都道府県や市町村に交付されることとなります。

　　法人住民税では、資本金１億を超える普通法人について電子申告が平成32年度から義務化されます。

　　２点目は、固定資産税の改正です。固定資産税では、生産性向上に資する設備投資の課税標準をゼロとするものです。この措置の該当となるものは、生産性向上特別措置法の規定に基づく市町村計画の認定を受けた中小企業が行う設備投資分の課税標準を３年間ゼロとするものです。

　　また、土地の負担調整措置が平成29年度で終了したため、同様の措置を３年間延長したことによりまして、同措置が平成32年度まで継続されることとなります。

　　３点目の改正は、たばこ税です。たばこ税につきましては、一般品について平成33年10月までに３回に分けて、旧３級品につきましては平成31年10月までに２回に分けて税率を引き上げるものです。加熱式たばこについて、従来は紙巻きたばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ等の区分がありましたが、このたびの改正により加熱式たばこの区分が新設されました。また、加熱式たばこの課税は重量換算により紙巻きたばこに換算して課税しておりましたが、価格と重量の比率がアンバランスであるため、重量と価格による換算方式に改められました。この加熱式たばこの課税につきましては、平成30年10月１日から５年間かけて段階的に引き上げられます。このほか、法令等の変更による条項番号や字句の修正などもあわせて改正しております。

　　以上、簡単でありますが、町税条例等の一部改正についての説明といたします。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第47号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決によって行います。

　　本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は承認することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第10、議案第48号　小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第48号　小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、小坂町国民健康保険税条例を整理したものであります。

　　主な改正点は、課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する軽減措置が拡充となったこと等にあります。

　　詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　議案第48号　小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

　　このたびの国民健康保険税条例の改正の要点は２点でございます。

　　資料は先ほどの続きをごらんください。

　　１点目は、課税限度額の引き上げでございます。

　　課税限度額は、医療分に係る基礎課税額、後期高齢者医療支援に係る後期高齢者支援金等課税額、介護保険に係る介護納付金課税額の３つに区分されております。

　　今回の改正によりまして、基礎課税額の課税限度額が４万円増の58万円となります。後期高齢者、介護納付金については今回、改正はありませんので、合計の課税額は89万円から93万円となります。

　　２点目につきましては、低所得者に対する軽減措置の拡充です。

　　これは、基準所得以下の場合には国民健康保険税の平等割が軽減される措置で、７割軽減については改正はありませんが、５割軽減で一人当たりの基準額が5,000円増の27万5,000円、２割減では１万円増の50万円となっております。具体的には、資料下段の計算式を参考にしていただければと思います。

　　このほか、法令等の変更による条項番号や字句の修正もあわせて改正しております。

　　以上、簡単ではありますが、国民健康保険税条例の一部改正の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第48号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決によって行います。

　　本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は承認することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第４９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第11、議案第49号　小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第49号　小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免条例は、小坂町に住宅を新たに建設し定住される方々に対し、当該住宅の固定資産税の５年間分を減免することにより、小坂町の定住人口増加及び地域の活力と魅力あるまちづくりを推進することを目的に制定したものでございます。

　　本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成30年３月31日に公布されたことに伴い、条例の第２条第２項にあります対象住宅の完成期限をさらに２年間延長し、平成32年３月31日までに改めたものでございます。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第49号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決によって行います。

　　本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は承認することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第12、議案第50号　小坂町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第50号　小坂町課設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　国では、家族・地域社会の変容等に伴い、福祉ニーズの多様化、抱える国難の複合化が生じているとともに、人口減少の中で効果的・効率的なサービスの提供の必要性や人材の確保の課題が生じていて、誰もが支え・支えられる社会の実現を目指しながら、地域の福祉サービスに係る新たなシステムを構築していく必要があるとしております。

　　そこで、町職員による事務改善委員会及び課長会議において、課の再編について協議・検討してまいりました。

　　その中で、現在の町民課が所掌する業務の範囲が広過ぎることや、全ての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援を受けられる地域づくりを進めるための全世代・全対象型地域包括支援体制の整備が急務であることから、町民課の分課による再編実施が必要であるとの意見集約がなされたところであります。

　　その結果、現在、町民福祉班、生活環境班そして税務班から成る町民課について、町民生活班、税務班から成る町民課と、町民福祉班、まるごと支援班から成る福祉課へ分課する組織に変更するための条例の一部改正を提案させていただきました。

　　これにより、現在の総務課、町民課、観光産業課、建設課、町史編さん室そして出納室の町長部局４課２室体制を、平成30年７月１日から５課２室体制に再編しようとするものでございます。

　　この町民課の分課により、町民サービスの充実はもちろんのこと、福祉課においては、町民と地域が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、町民一人一人の暮らしと生きがいの充実を図るほか、妊産婦から高齢者までにわたる支援を切れ目なく提供することができるものと考えております。

　　また、義務教育及びその後の学校教育の基礎を幼児期から培うことが必要であり、保育所等と小学校との連携を一層強化し、子供の学びの連続性を確保することが重要となっていることから、今回、保育事務と七滝保育所の所管を教育委員会に移管することにしております。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第50号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第５１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第13、議案第51号　平成30年度小坂町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第51号　平成30年度小坂町一般会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　今回の補正予算は、先ほど議決をいただきました小坂町課設置条例の一部改正に伴う課の再編に係る経費を計上いたしました。

　　現在の町民課生活環境班及び税務班が入っているスペースに新たに町民課長と国民健康保険及び後期高齢者医療保険担当が移ることにより、コンセント増設及びストーブの移設が必要となるほか、エントランスホールに設置している庁舎案内板及びフロア等の案内板、各班の表示板の修正も必要となることから、その設備改修工事費として44万5,000円を措置しております。

　　また、国民健康保険及び後期高齢者保険担当が移ることにより、書類の保管スペースの不足が見込まれることから、新たに保管庫３台を購入する経費20万8,000円を措置いたしました。

　　これらの財源としては、繰越金65万3,000円を措置いたします。

　　その結果、既決予算額38億6,900万円に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億6,965万3,000円にするものであります。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第51号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第５２号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第14、議案第52号　小坂町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙については省略いたします。

　　　　　　　　　　〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本議案第52号は小坂町課設置条例の一部を改正する条例制定に伴い、議会運営委員会で協議し提案されたもので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより議案第52号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決によって行います。

　　議案第52号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎決定第６号について

○議長（目時重雄君）　日程第15、決定第６号　議員派遣の件についてを議題といたします。

　　この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第１項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定することになっております。

　　お諮りいたします。

　　本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件につきましては議案のとおり決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君）　以上をもちまして、本臨時会に予定されました案件は全部終了いたしました。

　　これをもって平成30年第２回小坂町議会（臨時会）を閉会といたします。

　　ご協力ありがとうございました。

閉会　午前１１時２５分